号外 第 46 号 平成 15 年 11 月 28 日 (金)

(毎週 月・水・金発行)

目 次

○熊本県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例 (人 課) 3 〇熊本県立大学教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例……() 13 ○熊本県知事等の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例 (○熊本県立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 () 15) 16 ○熊本県市町村立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 () 19 〇熊本県技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則……() 21 ○熊本県技能労務職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改 正する規則.....) 22

本号で公布された条例のあらまし

◇熊本県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例

- 熊本県一般職の職員等の給与に関する条例
 - (1)給料表 別表第1から別表第4まで、国に準じて改定を行うこととした。
 - (2)諸手当
 - 初任給調整手当の改定 (第7条の3関係) P 最高支給限度額 311,400 円→ 307,900 円
 - 扶養手当の改定 (第8条関係) 1
 - 配偶者 14,000 円→ 13,500 円
 - 通勤手当の改定(第10条関係)
 - ・交通機関等利用者に係る手当を、6箇月定期券等の価額による一括支給 に改めることとした。
 - ·全額支給限度額 45,000 円→ 55,000 円
 - 期末手当の改定等 (第15条の5関係) (3)
 - 平成 15 年 12 月期の期末手当の支給月数を改定

	6 月	12 月	合 計
期末手当	1.55 月	1.7 月⇒ 1.45 月	3.25 月⇒ 3.0 月
勤勉手当	0.7 月	0.7 月	1.4 月
合 計	2.25 月	2.4 月⇒ 2.15 月	4.65 月⇒ 4.4 月

特定幹部職員以外の職員の場合の支給月数

平成 16 年度の期末手当の支給月数を改定

<u> </u>			
	6 月	12 月	合 計
期末手当	1.4 月	1.6 月	3.0 月
勤勉手当	0.7 月	0.7 月	1.4 月
合 計	2.1 月	2.3 月	4.4 月

特定幹部職員以外の職員の場合の支給月数

- 熊本県一般職の任期付職員の採用等に関する条例
 - 給料表 国に準じて改定を行うこととした。 期末手当の改定 (第5・6条関係) (1)

平成 16 年度の期末手当の支給月数を改定

	6月	12 月	合 計
	1.70 月	1.80 月	3.5 月
期末手当	↓	↓	↓
	1.60 月	1.70 月	3.3 月

- 3 熊本県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例
 - (1) 給料表 国に準じて改定を行うこととした。
 - (2) 期末手当の改定(第6条関係)

平成 16 年度の期末手当の支給月数を改定

	6月	12 月	合 計
	1.70 月	1.80 月	3.5 月
期末手当	↓	↓	↓
	1.60 月	1.70 月	3.3 月

4 附則

(1) 施行期日

平成 15 年 12 月 1 日。ただし、一般職給与条例の通勤手当・H 16 年度の期末手当支給月数の改定は平成 16 年 4 月 1 日から施行することとした。

(2) 平成15年12月に支給する期末手当に関する特例措置

平成15年4月からの年間給与について、民間との実質的な均衡が図られるよう平成15年12月期に支給される期末手当の額について、所要の調整を行うこととした。

◇熊本県立大学教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

- 1 給料表 別表について、国に準じて改定を行うこととした。
- 2 諸手当

初任給調整手当の改定 (第8条の2関係)

医系教官 50,800 円→ 50,200 円

- 期末特別手当の改定等 (第18条の2関係)
- (1) 平成 15年 12月期の期末特別手当の支給月数を改定

			–
	6 月	12 月	合 計
期末特別手当	1.7 月	1.8 月⇒ 1.6 月	3.5 月⇒ 3.3 月

(2) 平成16年度の期末特別手当の支給月数を改定

	6 月	12 月	合 計
期末特別手当	1.60 月	1.70 月	3.3 月

4 附則

(1) 施行期日

平成 15 年 12 月 1 日。ただし、平成 16 年度の期末特別手当の支給月数の改定は平成 16 年 4 月 1 日から施行することとした。

(2) 平成15年12月に支給する期末特別手当に関する特例措置

平成 15 年 4 月からの年間給与について、民間との実質的な均衡が図られるよう平成 15 年 12 月期に支給される期末特別手当の額について、所要の調整を行う。

◇熊本県知事等の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例

- 1 対象条例
 - ・熊本県知事等の給与及び旅費に関する条例
 - ・熊本県教育長等の給与等に関する条例
 - ・熊本県議会議員に対する報酬等に関する条例
- 2 改正内容
 - (1) 平成15年12月期の期末手当の支給月数を改定

6 月	12 月	合 計
1.7 月	1.8 月⇒ 1.6 月	3.5 月⇒ 3.3 月

(2) 平成16年度の期末手当の支給月数を改定

6月	12 月	合 計
1.60 月	1.70 月	3.3 月

3 附則

施行期日

平成 15 年 12 月 1 日。ただし、平成 16 年度の期末手当の支給月数の改定は平成 16 年 4 月 1 日から施行することとした。

◇熊本県立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

- 1 給料表 別表について、国に準じて改定を行うこととした。
- 2 諸手当
 - (1) 扶養手当の改定 (第9条関係)

配偶者 14,000 円→ 13,500 円

(2) 通勤手当の改定 (第11条関係)